

第十三回国会 建設委員会 議 録 第一一十号

昭和二十七年四月十六日(水曜日) 午後一時四十六分開議

出席委員

- 委員長 松本 一郎君
- 理事 鈴木 仙八君 理事 村瀬 宣親君
- 理事 前田榮之助君
- 逢澤 寛君 宇田 恒君
- 小平 久雄君 高田 弥市君
- 篠田 弘作君 西村 英一君
- 増田 連也君 池田 峯雄君
- 佐々木更三君

出席國務大臣

- 國務大臣 岡野 清豪君
- 特別調達庁長官 根道 廣吉君
- 総理府事務官 川田 三郎君
- (特別調達庁 財務部長) 長岡 伊八君
- 総理府事務官 管理部長 沼尻 元一君
- (特別調達庁 長官官房企画課長) 鈴木 昇君
- 総理府事務官 管理部長 西畑 正倫君
- (特別調達庁 管理部長) 田中 義一君
- 専門員 西畑 正倫君
- 専門員 田中 義一君

委員外の出席者

- 総理府事務官 鈴木 昇君
- (特別調達庁 管理部長) 西畑 正倫君
- (特別調達庁 管理部長) 田中 義一君
- 専門員 西畑 正倫君
- 専門員 田中 義一君

四月十五日

土肥、沼津間道路改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第二一八五号)  
 熱海、泉間道路改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第二一八六号)

伊東、吉田間を観光道路等として改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第二一八七号)

伊豆、大仁間道路幅員拡張等の請願(島山鶴吉君紹介)(第二一八八号)

道路法改正案中特別負担金の條項削除の請願(坪内八郎君紹介)(第二一九〇号)

国際観光温泉文化都市として伊東市に国庫補助金交付の請願(島山鶴吉君紹介)(第二一九一号)

国際観光温泉文化都市として熱海市に国庫補助金交付の請願(島山鶴吉君紹介)(第二一九二号)

新丹那トンネルを有料観光産業道路として開設促進の請願(島山鶴吉君紹介)(第二一九三号)

県道三成三次線幅員拡張工事促進の請願(船越弘君紹介)(第二一九四号)

行政協定による駐留軍の物資及び役務等調達に関する請願(松岡詢吉君紹介)(第二二〇五号)

同(加藤充君紹介)(第二二二四号)

同(黒田壽男君外三名紹介)(第二二二五号)

国東半島海岸堤防の災害復旧工事促進に関する請願(西村英一君紹介)(第二二二一号)

三島、修善寺間道路幅員拡張の請願(島山鶴吉君紹介)(第二二二二号)

熱海、大場間を観光道路として改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第二二二三号)

伊豆天城山、上大見間を有料観光道路として開設の請願(島山鶴吉君紹介)(第二二二四号)

伊豆松崎、子浦間道路改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第二二二六号)

伊東市、修善寺間を観光道路として改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第二二二七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会要求に関する件

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案(内閣提出第一六四号)

○松本委員長 ただいまより建設委員会を開きます。

本日の日程に入ります前にお諮りいたしたいと存じます。すなわち国土総合開発法の一部を改正する法律案が経済安定委員会の付託となり、審議をいたしておるのであります。本法案は当委員会の所管国政調査事務と緊密なる関係がありますので、経済安定委員会に連合審査会開会を申し入れたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○松本委員長 御異議なきものと認めさせていただきます。からうことにいたします。

○松本委員長 昨日に引続きまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案 内閣提出第一六四号を議題といたします。前会に引続き質疑を続行いたします。篠田弘作君。

○篠田委員 ただいま上程の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案、この問題に関連いたしました。この問題に入る前に私から特別調達庁長官に二、三御質問したいと思います。

それは連合軍により採収されました土地建物で、すでに解除されあるいは近く解除される段取りになつておるものがたくさんあります。その土地建物の使用権の復帰についてであります。これは先般の委員会におきまして、私からこの使用権がどういふふうにしてだれに返されるのかという質問をいたしましたときに、契約者に返す、こ

ういうお答えであつたのであります。ところがこの契約者というものが、御承知の通り戦災をこうむりまして地上の使用権を持つておられます。あるいは借家権を持つておられるにもかかわらず戦災を受けて地方に疎開しておるといつたようなことで住所がわからない。わか

つておつても手続に手間がかかるというふうな事情から、直接土地所有者と契約されたところが非常に多くて、土地の場合には東京都内で百六十三件、建物の場合が千八十六件あるというこ

とが東京都知事から報告されております。そのうちビルディングが百九件、住

宅が七百六件、その他が二百七十一件です。ところがこれは今東京都ばかりでなく、全国的な非常に大きな問題になつておりました。契約者が大体において地主あるいは建物の所有者という

ことになつておりますために、その使用権を持つておつた人がそれを使用しようとしても、地主あるいは家主においてこれを使用させないという事件が非常に多い。そこで都知事からも、この問題につきましてはすでに政府に対して陳情が来ております。また個々の、いわゆる借地借家権を持つておる人々からも、それらの筋に陳情が行つておられるけれども、この問題は依然として解決しておられない。一体どういふ大きな全国的な問題が今日までどういふわけに解決しないのか。また解決するのはどういふ方法で解決されるのか。それをまず第一にお伺いしたい。

○根道政府委員 ただいま御質問のような事例が多々ございまして、そのために土地に関する地上権等の権利を持つておる人たちが、いろいろな迷惑をこうむつておられるという実情にあることでは、私もよく承知いたしておりますのであります。しかしながら過去のいきさつといたしましては、土地の所有者と、土地の担当の——東京におきまれば東京都との間に契約が結ばれて返すときには、その関係上、土地の所有者に返つて来るわけでありまして、その返つて行くときになりまして、そこに持つておりました地上権等がどうなるかという問題があらためて起る

かと存じます。しかしながら私どもの考え方といたしましては、その地上権に關して、將來地主なり、地上権者との間に争いが起りましたならば、地主権、地上権は消滅したものだという説をなす場合があるかと存じます。そういうような場合におきまして、私どもとしては、それが接收を受けた結果、その権利に影響を来したのだということに相なりするならば、これは何としても相済まぬこととありますので、これに対してはしかるべき方法を立てなければならぬと考えております。

○篠田委員 これは、農地解放の例をとつてみてもおわかりの通り、長年その土地を耕作しておつた小作人は、今日すでに土地の所有権者になつております。先祖代々、たとえば三代も四代にもわたつて、銀座なら銀座の土地を借り受けて商売をしておる人がたくさんある。あるいはそんなに長くないけれども、数十年にわたつて東京都内においてあるいはまた全国において、土地というものを基盤として商売をしておる人がたくさんある。それが、国が敗戦の結果、進駐軍によつて使用されたというところは、これは個人の問題じやなくて、国家の一つの問題であると思ひます。そこで国家としてもそれを守るために——戦時中いわゆる臨時処理法というものがございまして、それが戦時中の法律であつたために、戦後において罹災都市借地借家臨時処理法というものを新しくつくつて、借地人あるいは借家人の権利を守つておる。この罹災都市借地借家臨時処理法の第二條によりまして、直接地主がその土地なら土地というものを自分が使う場合、

あるいはまた住宅が焼かれて家主がそのうちに住む、あるいはそこで商売をするという直接の場合以外は、借地借家人の申出に対して拒否することができないというところが條文の上にはつきりうたわれておる。そういう法律が片方につくつてありながら、たま／＼借地人がわからなかつたというところは、言いかえれば、当時の特別調達庁という一つの中間機關がそれを調べなかつた、あるいは調べるにしてみまがなかつたというところになると私は思ひますが、いづれにしても、権利者の、使用権を持つておる者の責任ではない。そういう国家あるいは政府機關の一つの手落ちあるいは怠慢というふうなものによつて起つた被害が、直接そういう権利を持つた者に及ぶたが、それに対して國家が何ら補償も仲介の勞もとらないで、ただ裁判所の判定にまかせようという行き方は、きわめて不親切であり、また民主的ではないと考へるが、その点あなたはどういうふうにお考えられるか。あなたは調達庁の長官だから直接の責任者だ。従つて議會におけるただ筋が通つておればそれでよいというふうな答弁ではなしに、今後どういうふうなそれを処理して行くつもりであるか、それをひとつ答弁願ひたい。あなたの腹構えあるいは決心というものがひとつどこで言つてもよい。

あなたの上で、今言つたように明らかに罹災都市借地借家臨時処理法によつて権利を守られている。ただ個人々々に分散しておるから、また労働組合のように団結権がないから、政府に対する一つの大きな圧力となつたり、あるいはまた運動となつて出て来ないからであつて、そういうものが来ないから

といつて、政府はただ裁判所だけにまかせてしまつて処分をしたならばよいというものではないと思ふ。

○根道政府委員 だいたいの説のごとく、裁判所にまかせておくという考え方は毛頭持つておけません。ことに接收に關連して一般國民が損害を生じたという事実があれば、これは何とかして補償の責に任じなければならぬと考へております。今日までいろいろ各方面の陳情等を受け、何とかしてこの救済処置を講じたいとも考へております。場合によりましては、法令等を設けてそういう権利を保護するという方向にまで行くと思つて、現在でもいろいろ研究中でありまして、まだ的確な御答弁をする案を立てるまでに至つておらぬのであります。

○篠田委員 何か法令を設けてとあなたはおつしやるが、法令はちやんとできておるのではないのですか。罹災した者の關係については、当然この法令に準拠してやればよい。罹災しなければそんなに土地をあげて行くわけはない。そういう關係については法律はできてゐる。ただこの法律をどういうふうに適用するかというところが問題であるから、あらためて法律をつくる必要はごうもないと思ふ。罹災都市借地借家臨時処理法を適用することによつてこの問題を解決すると思ふ。それから何と申してかというふうな考へ方は、一体何と申してかというふうな考へ方、いな答弁では、私は満足して引下りませぬ。何とかしてなんぞいなこゝろは突に無責任な考へ方で、何とかなるものなら今日までになつて何と申してかといふければならぬ。そこで何とかしてといふ意味はどういう意味か。また具体的に

に言へば、この問題について都知事から政府に対して陳情が出てゐるはずだが、この陳情の取扱ひをどういふふうによつておられるか。

○長岡政府委員 率直にお答え申し上げます。この問題については、先ほど長官からも申されました通り、非常な御迷惑をこうむつておられる方も承知いたしております。なお關係の方々からもいろいろお話を伺つております。東京都とも相談をいたしましたのであります。この問題は、ただいま法律はできておるから法律はいらぬというお話もございまして、この法律によつて救済されるものでございすならば、ただちにこれによつて手続をいたすならば救済されるというところは想像できませんけれども、この問題につきましては、実は問題の考へ方が二点ある。この接收という措置によりまして、借地権なり地上権のようなものが損害を受けた、あるいは消えた。これによつて損害の賠償をする方法、接收中はそういう借地権の実行ができませんので、いわば眠つておつたとも見ることができまして、それを生かす方法として、關係者の方々の御希望は、元の通りに住めるように、そこに店舗が開けるように措置をし、こういう御要求が強いのであります。ごもつともな御要求だとわれ／＼も考へたのでございませぬ。もちろんただいま申し上げた損害賠償の問題になりますならば、かりにこれが訴訟に相なりますならば、政府はその結果に基づいて補償をいたさなければならぬのであります。今この権利を元通りに生かすという御要求がありますので、われ／＼も実はいろいろ研究いたしました。でき得ることなら

ただいま提出して御審議をいたしたいおるこの措置法の中にも、そういう規定を入れたらどうかということも考へたのでございませぬ。立案もいたしてみましたが、ところが御承知の通りに、接收されてから相当な年数がたつております。従ひましてその後の法律の秩序というものがございませぬために、この立法をいたすためには各關係者とも十分協議をして、話のまとまつたところで法律案を提出することになるのであります。ただいま申し上げましたようなことも一つの原因でございませぬ、戦争によつてほかのことで非常な迷惑をこうむつておられるところもある。これもあわせて考へなければ行かぬというふうないろいろの議論が生まれて、われ／＼としては、先ほど長官から申し上げました通り、でき得ることならこの権利を生かす方法を講じたいということ、關係者の方ともいづいぶんお話を相談をいたしましたのであります。ただいま申し上げましたような事情もございまして、いまだ別な法律を提出するところまで取運んでおらぬのが実情でございませぬ。この問題について何らわれ／＼は等閑視しておる次第ではないのであります。この上でもでき得る限りの力は盡したいと考へておる次第でございませぬ。

○篠田委員 私はただいま議題になつておりますところの日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案というものと、今私が申し上げておる問題との間に不可分なる關係があると思つておる。今こういう法律を新しくつくつて、また地主なり借地人なりの権利を

この行政協定によつて一応取上げられるかつかうになる。しかるに過去においてその善後処置というものが、今調達庁長官並びに政府委員から言われたように、何も講ぜられておられない。ただ關係方面と十分の協議をした、あるいはほかにも迷惑をしておるものがあるのだから、そのくらいな迷惑はらみ合してあたりまえではないかといつたような解釈をしておられる。ほかに迷惑というのはいささか意味であるか。なるほど戦争によつて死んだ人もあるだろうし、親を失つた人もあるだろう。しかし戦争の直後といえども日本には法律がなかつたわけではない。戦争に負けただけからといって、法治国であるから法律によつてあなた方は仕事をしておられたらと思う。それならば接收されたのは当時の法律によつて接收され、あるいは契約された。これをまた当然法律によつて変更するなりあるいはその権利を保護してやるべきものである。關係方面と協議したといひましても、關係方面とはどういふ方面であるか。單なる役人の間で協議しても、國民の基本的な権利がそれによつて守られない。協議したから責任は解除されるというのではない。もしそういふことが解決されないで次の法律をつくるということになれば、何ほ政府がそういうことを要請しても、前にこつたような事例がたたくさんあつて、とてもこんなことは実行されないのだ。だから私の土地は遺憾ながら政府の要求に應ずることはできないといつた場合に、政府はただ法律に基く権限によつて、それを國民から取上げたり、あるいは無理にそれを使用したりといふ

ことができないのかできないのか。これはすべて過去の問題が解決しておられないところから今後の新しい法律をつくる上に重大な影響があると思う。あなたの方意慢でないか、私から見ればあなたの方にはつきりか意慢である。關係方面と協議したというが、關係方面といふのはどういふ方面と協議したか、それをはつきりしてもらいたい。またそれをはつきりしない限り、今後國民が政府に対してそういう要求に應ずることができないといつた場合に、あなた方はそれに対してどういふ処置をとるおつもりであるか、それをお聞きしたい。

○長岡政府委員 關係方面と協議したと申しますのは、実はこういう問題になりまして法律的措施をとるといふことになりました。もちろん法律府とも相談したしております。そこで私も法律の専門家ではありませんが、今日の法律秩序をどういふふう維持するのかが一番重要であるかといつたような法律解釈の問題になります。しろうととの私が申し上げますより、法律府の見解をおたたくさださるのも一方決して責任を回避するとかどうとかいう態度ではおらぬつもりであります。この問題は、実は接收の当初は、皆さん御承知の通り進駐軍が上陸して参りまして、一体どういふことになるのかわからぬ状態の当時で、もちろん当時特調といふものはできておりません。東京で申しますれば東京都、地方では各府県が進駐軍と同道したしまして、この家を貸せ、こつたことから起りましたのが実情でございます。これ

は今日から見ますならば、あるいは強制的に取上げた、脅迫したといつたことも起るのであります。当時といつた状態では、実は皆手をあげておつた状態でありまして、進駐軍といつた状態では、その権力に基きまして、家なり土地を接收する権力を持つておりました。その跡始末を日本政府に契約の形でまとめる、こういうことに相なりましたので、当時東京都なり特調が引継ぎまして、わかつております権利者と契約をいたしまして、地代なり家賃を支払つてくれという措置をとつて来たのであります。そのときに、ただいま御質問の通りの権利者なるものがそのままになっておる、こういう關係に相なつておるので、新しくたいてい提出いたしましたおつもりにおきましても、場合によりまして、同じような關係が起るのであります。折衝しようといつた土地にやはり賃借權その他が起つておるので、同じ關係が起るのであります。これにつきましても、今後といつた場合は、この條約を適用をいたします上におきましては、そういう権利者の権利侵害といふことのないように、万全の措置をとるつもりでございます。何分にも先ほど申し上げました通り、過去の分につきましてもは終戦直後、いわばどさくさに軍が入つて来まして、どかされた。これを特調が引継ぎました關係上、そのままになつておつた次第でございます。救済の方法としてはただいま申し上げました通り、新しい立法をいたしまして、旧権利を生かす、あるいはできないければ、その措置によつて権利

者に損害を興えるものなら、損害を賠償するといふことの二方法によるほかにないものであります。ただ關係方面と協議しただけだといふおしかりをこつたりますけれども、これはわれわれといつたしましては、率直に申し上げますが、非常にお気の毒に存じますので、できる限りの措置をとりたいというので、実はわれわれといつたしましては案も書いてみたのであります。これが先ほど申し上げます通りに、いろいろな意見が出て参りまして、またその法律を別に提出いたしますと、この法律の一部に加えるとかいふことができなかったことを、非常に私としては遺憾に存じておる次第でございます。

○篠田委員 政府委員の説明によりまして、新しくできる法律にはそういう間違ひが起らぬようにやるという御説明はよくわかりました。ただ借りた当時の実情が、ただいま政府委員の御説明の通り、われわれも当時の状況といふものはいやといふほど知つております。従つて借りた当時の実情といふのは、非常に困難な実情であつたといふことも了承できますし、進駐軍が軍の権力によつてほとんど威嚇的といふ言葉は適當でないかもしれぬけれども、強行して、こつたこれだけモーター・プールにすると、この建物はおれが借りるとかいう実情を、われわれはそばにはいないが、想像にわたるありません。あなたの方の御苦心も私にはよくわかります。しかし今後、できるものは補償せられて、過去のものは終戦のどさくさであつたから、政府の責任がどさくさによつて回避せられるといふものには私はないと思つて、少くとも日本の本土において戦争が行われ

ておつたといふことであるならば、これは了承できるけれども、條約によつて進駐した軍隊との契約であつて、戦争の直後、もちろん戦争の延長ではあるけれども、同じどさくさでもどさくさが違ふと思つて、従つて今刻奪されておるところの借地人あるいは借家人の権利といふものは、やはり民法によつて守つてやらなければ、國民は安心して次の法律を守らなくなる。そういう意味合いにおいてあなたの方の御苦心もよくわかります。ただいま政府委員の御説明の通り、政府が中間に立つて、その被害者の救済をする。それができなければ、損害賠償を國家によつてやつてやるという措置を、でき得る限り早く、あるいは今国会中にでも、そういう法律の原案をつくつて提出されるように、希望申し上げておきます。私の質問はこれで終ります。

○松本委員長 それでは前田榮之助君。

○前田(榮)委員 私はただいま議題になつておられます法案について、二質疑を申し上げます。昨日同僚委員からいろいろ御質疑があつたのであります。その中でごく簡単な点で繰返してお尋ねを申し上げます。このことは、昨日上林山委員から、この法律の名前について特別措置法とあるが、これはほんとうの臨時措置法であるから、臨時を加えたらどうかといふ質問があつたのであります。それに対して、各省にありまます。それに対して、法律の名前の關係等もあつて特別措置法といつたのであつて、そこにこだわるような大した意味も持つておられない、こつたこつた御答弁があつたのであります。ところがいろいろ調

ておつたといふことであるならば、これは了承できるけれども、條約によつて進駐した軍隊との契約であつて、戦争の直後、もちろん戦争の延長ではあるけれども、同じどさくさでもどさくさが違ふと思つて、従つて今刻奪されておるところの借地人あるいは借家人の権利といふものは、やはり民法によつて守つてやらなければ、國民は安心して次の法律を守らなくなる。そういう意味合いにおいてあなたの方の御苦心もよくわかります。ただいま政府委員の御説明の通り、政府が中間に立つて、その被害者の救済をする。それができなければ、損害賠償を國家によつてやつてやるという措置を、でき得る限り早く、あるいは今国会中にでも、そういう法律の原案をつくつて提出されるように、希望申し上げておきます。私の質問はこれで終ります。

べてみますると、これに類似した法律には臨時特例に関する法律というような名前が随所につけられておるのであります。従つてこうした日米安全保障條約に基く問題は、日本といつてもは恒久的な問題でないことはもちろんなのであります。従つてこれは上林山君が言つたような特別臨時措置法ということ、ほんとうに臨時的な措置であるから、そういう法律の体裁をとることが、他の法律との均衡を保つ上からいつてもむしろ妥当ではないかと思つておりますが、もう一度この点をもう少し明確に御答弁を願ひたいと思つております。

○根道政府委員 この名称につきましては、御承知のごとく、いろ／＼法案をつくり出す時分には、法制意見局に配付いたしました。一々直すわけでございます。その結果ここに特別措置法案という名前になつたわけでありませう。性質はもちろん私どもの考へたとしても臨時のもののごさいます。今お尋ねの、ほかの法律について臨時措置法というものが幾つも出ておるのではないかと、これは私も承知いたしておりますが、法制意見局におきましては、それらのことを承知の上で特別措置法と、しつて臨時という字を入れなかつたにすぎないと私は考へております。できることなら、内容は同じであるからということ、このままで御承知が願えるならば、けつこうであると思つて、平仄が合はぬから、臨時という言葉は絶対必要であるといはしめて、どうしてもそうではなければならぬというような議論を申し上げることはちよつとできないと思つております。

ます。それで御了承願へればけつこうだと思つております。

○前田(榮)委員 ただいまの点は名前のごさでありまして、内容のごさでないので、あまり私も固執しようとは思いませんので、このくらいにいたしておきます。

次にお尋ねを申し上げたいのは、この安全保障條約第三條に基いて行われるところの土地その他建物等の物件についての收用、使用等に関する問題であります。今までの接収されたものについては、今もいろ／＼お話がございましたが、日本が戦争に負けて連合軍側の地上となり、無條件降服ということになつて、日本の主権の上の一の大きい力が加わりまして、その主権をとられて行われましたので、接収等の言葉も使われ、いざごさなした、一時的にしても土地、建物等もとられるのだという感じでおつたわけでありませう。ところが平和條約が成立いたしましたので、日米安全保障條約等についても、吉田総理大臣みずから、たびたび今議會においても、これは戦争に負けたということでもなしに、お互いの信頼の上に立つた独立国としての條約だということを繰返されておるのであります。そういうことになりまして、接収という言葉では日本の国民の自尊心を傷つけ、こういうことであつてはならぬとわれ／＼考へる。日本国とアメリカとが対等の立場で條約を結んだ以上は、日本の国民に対して、国内法で保護されるものについては対等な立場で取扱うということになります。接収などというようなごさがあるべきものではないと思つて、もちろん本

法律案にはそういう言葉はございませぬけれども、そういう気持で本法律を適用され、あるいは行政措置が行われることになりまして、非常に日本の国民の自尊心を傷つけ、これは吉田内閣が国民に約束をし、表明したように、お互いの信頼の立場で日本の安全保障なり東洋の平和のために行うのだということとは違つたもののようにとられるのであります。従つて私がここで御質問申し上げたいのは、この法律によつて土地の使用、收用等が行われる場合においても、その所有権者に対して大体民法上の借上げ等のいわゆる使用条件、收用条件というものを十分認めてやつて、納得さした上で行われなければならぬと思つております。従つてこういうような場合においては、一例を申しますと、この家を米軍の使用のために借り上げたい、一時使用したい、だからそれを提供せよというようなごさになつた場合においても、所有権者がそれを承知するごさ、あるいはいろ／＼な条件をつける場合があると思つております。たとへば建物の中に仏間がある、この仏間は先祖の位牌を存置いたした所である。こういう所へ米軍が土足で上つたりいろ／＼なごさをされるごさ、ここだけは特別の扱いをせよとか、いろ／＼な条件を付すような場合が私にはあるのじやないかと思つて。かつて占領軍がやつた場合は、どさくさがありまして、そういう条件もへちまもない、遠くへ逃げて行つて、恐ろしいものには近寄らない方がよからうというごさで何も言わなかつたが、平和條約が成立した後の問題についてはそういうごさはあり得べきも

のではないと思つて。そういう場合の扱いは、依然として接収という言葉を使い、あるいはそういう態度でやられるのかどうか。この点をもう少し明確にしてもらいたいと思つて。

○根道政府委員 ただいまの御質問のように、今後の土地、家屋等の提供につきましては、従来の占領軍が接収するといふ觀念に基いては全然いたしたくないと思つて。また原則的にこれは所有者との間の話合いで、納得づくで契約を結んで行きたいと思つております。従つてその際に今仰せられたような諸条件を尊重する旨契約の中に書き入れるごさ、十分考慮すべきものだらうと思つておられます。ことに今後は従来の關係と違つて、日本政府が條約に基いてこれを借り入れて提供するといふ形になりますので、従来の關係とはずいぶん離れた自由さがある、また所有者の権利保護の道もあると思つておられます。またできるだけそれらしいごさ、考へておられます。

○前田(榮)委員 次に御尋ね申し上げたいのは、この法律の適用は、もちろんアメリカ合衆国との關係において法律をつくられるのでありますから、その關係でなければならぬと思つて。たゞ現下の事情は、連合軍として英濠軍その他アメリカ軍以外の軍が日本に駐在した、なお朝鮮問題が片づかない關係においては、私の聞いている範囲におきましては、英濠軍は一個師団が当分駐留するといつてはいるようでありませう。これはまだ表面的には明確にはなつておらぬようでありませうが、事実上はそうなるものと推定するにたたく

ないと思つてあります。従つてこれはアメリカ軍との日米安全保障條約に基く法律でありますから、英濠軍に対するこれと類似な問題につきましては、この法律は適用できないと思つて。これらに対してはいかなる処置をおとりになる予定でありますか。

○長岡政府委員 この法律はただいま御指摘に相なりました通り、日本に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の關係を規律したものでございまして、濠州軍に對しましては、この法律を適用することはないとわれ／＼も聞いております。濠州軍につきましては、御承知の通りに、講和條約が発効いたしました九日間は、前の進駐軍としての権能が残つております。この間の土地、建物の提供につきましては、従来の契約をこの四月一日から講和條約発効後九日までの間、一応契約の條項に基きまして延ばしてあります。その後の問題につきましては、これはいづれ日本国政府と濠州側で何らかの話合いがつくであらう、あるいは外務省側において相当考慮されているものだと思つてあります。現状におきましては、まだこの状態はつきりいたしておりませぬので、これに対する措置はまだ考慮いたしてない次第でございます。今後の條約關係と申しますか、話合いがまとまりました上で、この措置を考へたいと思つておられる次第でございます。

○前田(榮)委員 そういたしますと、この英濠軍に對する問題は、外務省關係でお尋ねしなければならぬと思つてあります。今、特別調達庁にいたしましたは、この英濠軍關係について、そういう方面で何か見通しだ

か、いろ／＼な調査だとかいうようなものについての資料になるようなものは、全然タッチしないからわからないという情勢なのでございませうか。まあ多少この程度まではこういう話があるのだというようなものがあるならば、この際お聞かせを願いたいと思ひます。

○根道政府委員 私どもといたしましても、現実には英海軍が将来ある期間おるといふようなことになれば、何か処置を講じなければならぬと思つて、いろいろ調べて来たのであります。しかしながら責任ある筋、これは日本政府部内でももちろんであります。ただ何ら具体的の話はいは進んでおらぬのであります。従ひまして特別調査庁といたしましては、英海軍に関する限り何も仕事をしない建前をもつて現在は進んでおります。

○松本委員長 池田君。

○池田(兼)委員 昨日村瀬委員からの質問に対してこういう答弁があつたように聞いております。大体この土地收用法を運用するという場合はごくまれな場合である。百のうち九十九まではお互いの折衝で何とか解決ができておるのである。従つてまず百のうちの一つが強権をもつて收用するというようなことになるのであらう。こういうような答弁をされておられるように私聞いたのであります。全部強権で土地收用法を適用しなければならぬことになりませんか、その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○根道政府委員 昨日村瀬委員の御質問に対して申し上げたのであります。私はたとへて話を申し上げたので

す。百件の收用借上げ問題があるときに、九十九件までは話合いがうまく行つても、残りの一件というものがぜひ必要であつて、米軍側において、どうしても駐留の目的のために絶対必要だと言ひ、日本政府もそれをもつともたといふような事態になりましたときに、やはりその一件を処理するために法律は必要であるといふふうになり申上げたのであります。またただいまの御質問におきまして、見込みはどうか、みんなが言うことを聞くか聞かぬかといふような問題がございませう。突際私どもが非公式にいろ／＼な方面から、あるいは現在の被接收者等からの話も聞きまして、何割とはつきり申し上げかねますが、相当数は、場合によつては現在のように統いて政府に貸し上げておいてもよろしいといふような意見を言うておられる者もありません。中には貸しておいてもよろしいが、家賃を少し上げてもらわなければ困るといふような意見を表明しておられる者もありません。これは現実的に折衝に入ることができません、一々明らかにすることができないわけでありませう。この法律がございましてこれを運用いたします場合に、いろ／＼なケースがあると思ひます。値段において不満足である。あるいは法外なる要求をするものがないとも限らぬのであります。その場合にやはり貸すという意思があつても、そういうような法令を発動しなければならぬといふような場合も、相当起つて来ることがあるかと考へております。

○池田(兼)委員 大体日本の国民が貸してもよろしいといふ意思があるとするならば、こんな法律をつくる必要はない。そんならばあとは家賃の問題とか地代の問題が問題であるならば、何もそう苦勞してこんな法律をつくる必要はないやないですか。あなたたちの手腕でもつてやつたらいいんじやないですか。そのくらいのことのできないという手はないじやないですか。できないといふことがはつきりしておるからこういう法律が出て来たのではありませうか。この点どちらなんですか。たとえば前田委員の質問に對しては、強制的な收用、接收といふようなことはやられては困る。こういうことには對してはできるだけそういうことはしたくない。したくないならばこんな法律はよしたらい。ところがこういう法律を出して来るからには、日本国民は猛烈にそれに反對する。反對するから強権をもつて收用する。何が何でも收用する。こういう考へでこの法律を出して来たのじやないかと考へられますが、いかがですか。

○根道政府委員 私の申し上げましたのはそういうようなことでございませう。その中で、ぜひ必要である、提供しなければならぬものがある場合に、こういう法令を使用しなければできぬ場合がある。それが全体じやなくて、全体の一部分にしましても、それがあればやはりこういう法令が必要である。こういうことを申し上げたのであります。これが話合ひで全部できるということが明確でありますならば、もちろん御説のごとく法令は必要ありません。しかしいろ／＼人の考へといふものは、その場／＼においてかわつて参りますので、この法令が全然必要でない

といふことは、私は申し上げることではございませうと思ひます。

○池田(兼)委員 とにかく必要だから、こういう法律を出して来たのでしようから、それはけつこうです。あと別に追究いたしません。

○池田(兼)委員 第三條の「その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は收用することができ、この「適正且つ合理的」といふのはどういふ意味ですか。

○長岡政府委員 實はこの「適正且つ合理的」といふ言葉は、すでに公布になつております土地收用法にある言葉なのであります。率直に申し上げますならば、それをそのままこへ持つて来たのであります。適正かつ合理的といふことが適當な言葉として法律に規定してあるのであります。一口に申しますならば、これを出すが無理由からぬことである、出さなければならぬといふことが判断される場合に、この法律によつて提供する、こういう考へ方でおるわけでありませう。

○池田(兼)委員 私がお聞きしたかったのは、適正かつ合理的といふ価値判断といふか、それは日本人の立場に立つのか、アメリカの兵隊の立場に立つのかといふことなのです。日本人の立場に立てば、たとえば百のうち一つの反対があつても、反対があるといふことは、日本人の立場からいふと適正かつ合理的でないといふ判断しておるのです。アメリカの方からいふと飛行場として、あるいは軍港として適正であるとか、そういう立場でこれを接收し

てもらいたいと日本の政府に要求する。そういう場合どつちの立場に立つて解釈すべきものか、こういうことを聞いておるのです。

○根道政府委員 この場合は、この法案の表題にもありますように行政協定の關係であります。安全保障條約に基づく日本の安全保障のための駐留軍であります。その駐留の目的のために米軍、あるいは米政府においてぜひ必要であるから提供してくれぬかといふ相談が出て来るわけでありませう。その場合に日本側といたしましては、行政協定に基く合同委員会におきまして、これが議せられるわけでありませう。この場合はもちろん日米双方對等の立場においてその事を検討するわけであると思ひます。米軍の要求に對して、日本側委員として、その場合には日本側の諸般の事情を考慮して、向うの要求を拒否する場合はないとは限らない。あるいは向うの要求の変更を求める場合もあるかもしれないのであります。しかしながら日本の防衛のために駐留軍が特に必要だと考へ、また日本政府を代表する委員においてこれはもつともだ、やむを得ない、代替するものがないといふことがはつきりわかつておるような場合には、これはおそらく同調せざるを得ない。その場合には日本政府としても適正かつ合理的の場合と考へざるを得ないと思ひます。

○池田(兼)委員 この行政協定でございませう。この法律を實行するのは調査局である。調査局が適正かつ合理的であるといふふうな判断をするのが、この法律



にうたつてあるところではなからうかと思ふのであります。合同委員会が適正かつ合理的であると判断するといふふうにかつこの三條を解してよいのですか。それとも調達局が判断するといふふうに理解すべきか、その点を伺いたい。

○長岡政府委員 まことに適切な質問をいただきました。実はたいま長官が申し上げました通り、合同委員会でこの土地を使おう、この家はやむを得ないといふことをいふ／＼相談するのたしませんが、この法律の建前という建前はつておりません。合同委員会でそういう話が必要だといふ判断をするに相なりますので、これを日本政府として実行いたします場合は、昨日も申し上げました通り、またきょうも先ほど長官が申し上げました通り、なるべく無理をせずに、強制力を用いずして相互の話し合いで、納得づくで借りるようにする、最善の努力をいたしたいとわれ／＼は考えております。これによりまして土地なら土地が提供できますならば、もはや問題はございませぬが、この措置は調達局長が実際に当るのであります。やつてみました結果どうしても話し合いがつかぬ。しかもこれは出さなければならぬといふことに相なりましたときには、この法律に規定いたしております通り、内閣総理大臣に申し出まして、さらに強制力を用いるところまで行かなければならぬかどうか、これが適正合理的なものであるかどうかというのを確認いたしまして、総理大臣の認定によ

りまして提供することにいたしたい、こういう考えで規定いたしておる次第でございます。

○西村(英)委員 関連して……元来土地収用法、つまり他人の土地建物の私権を公共の目的その他で制限しようという場合は、やむを得ないものといふことが原則なんです。ここでなくてはいかぬ、これではなければいかぬといふことが原則なんです。私はこの第三條の、今池田さんの指摘したことはもつともだと思ふ。こういうハイカラな言葉を使うからわからぬので、必要やむを得ぬというふうな書き方にすればよくわかる。適正かつ合理的などと書くからわれ／＼が疑問を起し、百万言を費してこの條文について議論しなければならぬ。収用法は絶対にそれが必要だといふことについて成立つておる。

甲の土地を乙にかえられ、乙の土地が丙にかえられるということなら、私権の制限をするわけには行かない。それで意味はわかるのであります。この條文に限つてこれはあまり適当ではない、そういうふうには私に考える。直す意思はありませんか。

○長岡政府委員 ハイカラな言葉を使つたというおしかりでございますが、実は国内措置といたしまして、従来の土地収用法によります場合でも、やはりただいま御指摘のような関係があるものと存するのであります。その際の規定も適正かつ合理的である場合に収用するということになつておりますので、これと平仄をあわせておる次第でございます。

○池田(肇)委員 そこで私はさらにお聞きしたいのですが、適正かつ合理的であるという判断は、この法律に關する限りはあくまでも日本政府の立場としての考え方である、こういうふうな考えでよろしいと思ふのです。とするならば今後土地を収用する場合に、日本の農民なりあるいは家屋の所有者なりがそれに対して、これを収用されることは生活上からいつても、農業生産上からいつても困ると言へば、この立場を十分尊重すべきであると私は考へる。それが適正かつ合理的であるゆえんだと思ふ。この点一体どういふことになりませうか、はつきりお伺いしておきたいと思ひます。

○長岡政府委員 強制力を用います場合には、所有者の意思に反してやる場合のあることは当然でございますが、しかしただいま御指摘に相なりました通りに、事情によりましてこの土地は困る、この家はこういう関係で困るといつたような立場があります場合、これをいよ／＼借り上げますときには、従来のごとく進駐軍がそれをきめて、それをすく出せという形とは違ひますので、所有者の立場というものは十分尊重して交渉もし、収用もいたしたいと考へておる次第でございます。

○池田(肇)委員 政府がそう言つても實際はどうなるか。これはもう今までのやり方がよく証明しておるので、ちよつと安心はできないと思ふのです。第四條ですが、第四條では、いきなり今度は、調達局長はこの法律によつて土地を使用しまたは収用しようとするときは書類をつくつて、そうして内閣総理大臣の認定を受ける、こういうことになつておるのです。これは先ほど御答弁のあつた通りです。しからば調達局長はだれから命令を受けて土地を

使用したり収用したりしようとする計画をするのですか。独自の判断でやるのですか。内閣総理大臣の命令でやるのじやないのですか。内閣総理大臣の命令でやるのだとするならば、何も内閣総理大臣の認定を受ける必要はないじやないですか。このところが法案の構成上非常に疑義があるわけですね。これは一種のごまかしじやないかと思ひます。いかにも民主的な御体裁をつくつておるものではないか。実際内閣総理大臣がこの行政協定に署名し、合同委員会が計画をつくり、この合同委員会の計画を実行して、内閣総理大臣が義務を負うのです。内閣総理大臣が義務を負つておるものに対して、内閣総理大臣の認定を受けるなんてこれはおかしい話です。これはどういふ関係になるのですか、この点をお伺いいたします。

○長岡政府委員 調達局長と書きましたのは、この使用、収用の事務を担当いたしますのは調達局長でございます。關係上、調達局長と書いたのだから、調達局長はかかつてはやるのか、こういう御質問でございますが、御承知の通り、従来は軍からただいま申し上げました通りに要求が参りまして、これを出せといふことなのでございませぬが、今度は合同委員会提供するといふことになりませぬので、この法案には書いてございませぬが、当然合同委員会の話し合いによりましたものを実行する機関が調達局でございますので、調達局長ががやうな手続をとることにいたしましたのであります。いきなり合同委員会の決定ならばすぐ収用すると書けませんので、かよ

うな規定を設けた次第でございますが、先ほど申し上げました通り、局長は随契に努力いたしまして、それがどうしてもできない、強制力を用いざるを得ないが、それはさしつかえないかどうかといふことを総理大臣に申し出まして、御認定を得ることいたしました次第でございます。決して調達局長がかつてに、これは必要であらう、これは不必要であらうという決定をいたすつもりではないのでございませぬ。

○池田(肇)委員 ただいまの御答弁ではどうしても納得行かないのです。やはり今までも同じように、調達局というものは米軍と緊密な連絡をとつて、この調達局が一つの作業をやる、そして内閣総理大臣の認定を受ける、こういう考え方がこの法案の中に現われておる。在来と同じようなやり方を調達局がやる。調達局の性格はまつたく今までのものと同じものなのだから、考え方がこの法案に現われているように思ふのです。何といつても内閣総理大臣が義務を負うはずなんです。内閣総理大臣が合同委員会の計画を実行する義務者であるはずなんです。従つて内閣総理大臣の命令で調達局長は動かなければならぬものを、この法案に關する限りでは、調達局長が動いて内閣総理大臣の認定を受ける、こういうふう

に逆な立場に書いてあるところに、あくまでも調達局といふものはアメリカの手先だといふことに考へられるので

○根道政府委員 ただいまのお話でございますが、調達局長はあくまでも日本の独立の機関でございます。もちろん調達庁長官の指揮監督下にある地方

であるという判断は、この法律に關する限りはあくまでも日本政府の立場としての考え方である、こういうふうな考えでよろしいと思ふのです。とするならば今後土地を収用する場合に、日本の農民なりあるいは家屋の所有者なりがそれに対して、これを収用されることは生活上からいつても、農業生産上からいつても困ると言へば、この立場を十分尊重すべきであると私は考へる。それが適正かつ合理的であるゆえんだと思ふ。この点一体どういふことになりませうか、はつきりお伺いしておきたいと思ひます。

○長岡政府委員 強制力を用います場合には、所有者の意思に反してやる場合のあることは当然でございますが、しかしただいま御指摘に相なりました通りに、事情によりましてこの土地は困る、この家はこういう関係で困るといつたような立場があります場合、これをいよ／＼借り上げますときには、従来のごとく進駐軍がそれをきめて、それをすく出せという形とは違ひますので、所有者の立場というものは十分尊重して交渉もし、収用もいたしたいと考へておる次第でございます。

○池田(肇)委員 政府がそう言つても實際はどうなるか。これはもう今までのやり方がよく証明しておるので、ちよつと安心はできないと思ふのです。第四條ですが、第四條では、いきなり今度は、調達局長はこの法律によつて土地を使用しまたは収用しようとするときは書類をつくつて、そうして内閣総理大臣の認定を受ける、こういうことになつておるのです。これは先ほど御答弁のあつた通りです。しからば調達局長はだれから命令を受けて土地を

使用したり収用したりしようとする計画をするのですか。独自の判断でやるのですか。内閣総理大臣の命令でやるのじやないのですか。内閣総理大臣の命令でやるのだとするならば、何も内閣総理大臣の認定を受ける必要はないじやないですか。このところが法案の構成上非常に疑義があるわけですね。これは一種のごまかしじやないかと思ひます。いかにも民主的な御体裁をつくつておるものではないか。実際内閣総理大臣がこの行政協定に署名し、合同委員会が計画をつくり、この合同委員会の計画を実行して、内閣総理大臣が義務を負うのです。内閣総理大臣が義務を負つておるものに対して、内閣総理大臣の認定を受けるなんてこれはおかしい話です。これはどういふ関係になるのですか、この点をお伺いいたします。

○長岡政府委員 調達局長と書きましたのは、この使用、収用の事務を担当いたしますのは調達局長でございます。關係上、調達局長と書いたのだから、調達局長はかかつてはやるのか、こういう御質問でございますが、御承知の通り、従来は軍からただいま申し上げました通りに要求が参りまして、これを出せといふことなのでございませぬが、今度は合同委員会提供するといふことになりませぬので、この法案には書いてございませぬが、当然合同委員会の話し合いによりましたものを実行する機関が調達局でございますので、調達局長ががやうな手続をとることにいたしましたのであります。いきなり合同委員会の決定ならばすぐ収用すると書けませんので、かよ

うな規定を設けた次第でございますが、先ほど申し上げました通り、局長は随契に努力いたしまして、それがどうしてもできない、強制力を用いざるを得ないが、それはさしつかえないかどうかといふことを総理大臣に申し出まして、御認定を得ることいたしました次第でございます。決して調達局長がかつてに、これは必要であらう、これは不必要であらうという決定をいたすつもりではないのでございませぬ。

○池田(肇)委員 ただいまの御答弁ではどうしても納得行かないのです。やはり今までも同じように、調達局というものは米軍と緊密な連絡をとつて、この調達局が一つの作業をやる、そして内閣総理大臣の認定を受ける、こういう考え方がこの法案の中に現われておる。在来と同じようなやり方を調達局がやる。調達局の性格はまつたく今までのものと同じものなのだから、考え方がこの法案に現われているように思ふのです。何といつても内閣総理大臣が義務を負うはずなんです。内閣総理大臣が合同委員会の計画を実行する義務者であるはずなんです。従つて内閣総理大臣の命令で調達局長は動かなければならぬものを、この法案に關する限りでは、調達局長が動いて内閣総理大臣の認定を受ける、こういうふう

に逆な立場に書いてあるところに、あくまでも調達局といふものはアメリカの手先だといふことに考へられるので

の局長でございますが、直接その地域における事務として扱われるのが調達局長という意味において、ここに先に書き出してあります。仕事の現実は、総理大臣より調達局長に伝わり、それがさらに調達局長に伝わり、調達局長がこの法令に基く行動をするわけでありませぬ。

**○池田(重)委員** とするならば、第八條などは必要ないと思うのです。たとえ第八條は「土地等を使用し、又は收用する必要があるときは、調達局長は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。」こんな必要がありませうか。あの飛行場の接収を解除するというようなことは合同委員会できまるのですから、内閣総理大臣が一番早く知つてはいるはずなんです。それを調達局長から報告を受けて内閣総理大臣がこれを知るといふ、そんなばかな話がありますか。

**○長岡政府委員** 第八條は、初め契約による措置をとりまして、それによつていよいよどうしてもこの土地はとれない、出してやらねえ、強制力を用いなければならぬという見込みが立ちましたときにこの措置をとるのでございませぬが、さりとてその後におきましてこの強制収用または使用の措置の手續を進めておりましたも、その後の情勢の変化と申しますか、所有者との間において話がつきまして、強制力を用いる必要がなくなる、こういう場合に、前に総理大臣の認定を得ておりますから、この法律に基いて強制使用なり収用する必要がなくなつた。この場合に報告をさせなければなりませんのでこの規定を設けた次第でございませぬ。決してアメリカ軍と調達局長が話

合いでやめようとかどうとかいうことを予想しておる規定ではないのでございませぬ。

**○池田(重)委員** 第八條をそういうふう限定すればさういふことにもなるでしようけれども、しかしながら必ずしもさういふふう限定できないと思ひます。でありますからこの法律の構成全体が、私が内閣総理大臣の肩を持つようですけれども、はなはだ主客顛倒の法律なのです。その点はあとでまともと詳しく質問してみたいと思つておられます。ところで、この法律でどの程度の規模の土地、家屋が接収される見込みでありますか。

**○長岡政府委員** 條約発効後使用する土地なり建物の個々のケースにつきましては、たゞいま予備作業班でせつつかく鋭意交渉中でございます。この話合の結果を見まさんと、まだどれだけの土地の面積、どれだけの家を使用なり収用する必要があるか見当が立ちかねておる次第でございませぬ。

**○池田(重)委員** たとえて申しますと、この法律は税法で言へば税率の書いてない法律なんです。日本の政府は日本国民より税金をとることができるといふ税法と同じなんです。どの程度の税金がとられるかわからないのです。どの程度の土地や建物を接収されなければならぬのか皆目わからない法律なのです。たとえ税法において税率が書いてあれば、その程度の税金ならまあいいだろうといつて承諾する手もありませぬけれども、この法律によりますと、どの程度の土地がとられてしまふのかわからないのです。これは賛成しようにも賛成しまいにも方

法がないのです、基準がないのです。あなたたちだつてさうでしよう、たとえ就職する場合に月給はやるといつても、何ぼくれるかわからない辞令では安心できない。ですからこの法律については、これだけの土地、これだけの家屋が今後接収されるのだという、大体のところでも国会に報告されない限り、これを審議することは、私は国会議員として少しおかしいと思つておられます。それから具体的な計画を急務に示してもらいたい。これはできるのですかできないのですか、それだけでも伺つておきます。

**○長岡政府委員** どれだけの土地が収用されるかというところは、たゞいま申し上げました通り、わかりましたときにはもちろんお知らせするのであります。土地収用法の御審議の際におきましても、どれだけの土地が収用されるのか見当がついて初めて御決定になつたものではあるまいと思つておられます。この法律におきましても、収用する場合にさういふ手続をするのだとさきましましたので、たゞいま御指摘の、月俸をきめず云々ということとは違つておると思つておられます。

**○池田(重)委員** 土地収用法の場合、川とか道路とか、まさか日本国内全部道路にしてしまふとか、川にしてしまふとか無鉄砲な計画はないのですから、これはごく限定されたものです。国会議員である以上は、特に建設委員である以上は、どの程度の川、どの程度の道路をつくるかということはややんと頭の中に入つておられます。しかしこの場合にはわからないのです。相手はアメリカのことですすからね。行政協

定の内容すらもわれ／＼に提示されて審議されなかつたのですから、どの程度の飛行場があるのか、あるいはどの程度の港をつくるのか。たとえば漁業権の問題もありませんが、さういふたような問題は一体どうなるのですか。さういふことの大体の輪郭が私たちにわかりませぬ。たとえ建設委員会でも、飛行場のこととは今まで関係ありません。ですからさういふ点をひとつ知らしてもらいたい、さういふところのからわかれ／＼には知らせることはできないことになつておるのですか。

**○長岡政府委員** 現在提供いたしております土地、建物とさほど差異は生じないのではないかと考えておられます。しかしただいま申し上げました通り、建物等につきましても、アメリカにおいてでは得る限り返すという方針で進んでおります。土地につきましても返つたものもございませぬ。あるいは軍の駐留の関係から、また日本側の事情を考へまして、さういふところにおるよりも、たとえ都心におるよりも郊外に出るべきだ、さういふような関係から多少入れかえも行われるかと思つておられますが、さういふ点につきましても、たゞいま申し上げます通り、個々の土地、建物につきましても、作業班が各分科会にわかれて作業中でございます。これが判明いたしましたらお知らせいたしますことにいたしますと思ひます。

**○佐々木(重)委員** 関連して……当局はこの期に及んでもなおどれだけの土地を提供しなければならぬのか、あるいは建物を提供しなければならぬ

かといふことについて、五里霧中だといふお答えですが、非常に無責任だと思つておられます。知らぬは事主ばかりなりという言葉があります。たとえ接収を予定されているものとして伝えられるものは、農地八百六十一町歩、関係農家二十八戸と開拓地八千一百町歩、関係農家一千二百九十戸、合せて八千九百六十一町歩の農耕地と一千三百八十八戸の農家が直接調達の対象とされていることをすでに新聞紙が報道してあることとあります。もしさういふことがないといひますならば、かくのごとき流言飛語に属するところの報道を政府は何らかの方法で取締るなり、これを否定するなりしなければならぬと思ひますが、これを政府は現在やつておらない。これらのものはおそろく何らかの根拠があつて発表したものとと思われるのでございませぬが、政府はこれ以上隠すことは、むしろ国民に対して非常によまじい態度であると言わなければならぬと思つておられます。すなはち相当土地が接収されて使用されておる。この面積についてはまさか知らないといふことは当局も言わないでございませぬ。それならば現在接収されておる土地の面積あるいは建築物の数量、これらのことをまず第一にお伺いすると同時に、今回この法律を出すに及んだのは、おそろくこれらのものでは不足を感じるから、新しいさういふ法律によつて接収、使用をやらうといふお考えであると思つてございませぬ。従つてさういふ何百何十町歩あるいは何百何十戸という正確な数がわからなくても、ある程度の数量に対する見込みがなくして、少くとも国民の憲法に保障された財産権に対して相当の

制限をするようなこういう法律を出す  
べきはずはない。これは私から言わせ  
れば憲法に定められた財産権に対し不  
当の制限をすることによる憲法違反の  
疑いがあるのでございまして、これは  
あとで私の持ち時間で質問いたします  
が、あまり隠さずに、現在接收されて  
いる土地の総面積、建築物の種類、総  
戸数並びに今後接收すべく予想され  
ている数字をやはりここで発表される  
ことがほんとうだろうと思つて、この  
点を承りたいのであります。

○根道政府委員 現在進駐軍に提供し  
ております土地等の面積あるいは建物  
等の数というものは秘密でも何でもご  
ざいませぬ。後刻申し上げます。しかし  
ただいまの御質問の、今後この法例に  
よつて收用されるものはどうかとい  
ふことになりまして、これはちよつとわ  
からぬのであります。中には大部分自  
由契約の現状を継承してそのまま行  
くものも、おそらくあるであろうと思  
います。また多少の移動を生ずる所もあ  
るかも知れません。従つてそういう  
数字については、現実の米軍側の近き  
将来における大都会、都心等よりの移  
動に伴つて起る移動が一番大きいと思  
いますが、そういうようなものはまだ  
決定しておりませんので、その際につ  
けるべき接收地といふようなものにつ  
いてわかつておらぬと申し上げたわけ  
であります。建物につきましては現在全  
体で一万五千戸ほど出ております。そ  
の一万五千戸のうち、住宅といしま  
して約一万二千戸くらいは全部政府の  
所有であります。そのうち一万戸が御  
承知のごとく終戦処理費で建てたもの  
でありまして、あとの二千戸はこれま  
た御承知の住宅復興債のあの建物でこ

ざいます。私有家屋といつたしましては  
約三千、現在は多分その数字が下まわ  
つていふと思つて、その他のいろいろ  
なるビルとか倉庫とかいふようなもの  
で、全国的にやはり千近くもあろうか  
と考へております。なお土地の問題に  
つきましては、現在接收されている土  
地の面積が相当多いのであります。こ  
れは政府所有のものも非常に多くあ  
ります。もちろん民間の所有のものも  
あることはあるわけでありまして、今  
後そういうものがさらにどの程度に広  
がるかといふことに対しては、私  
どもの一応の目途としてそうふえない  
のじやないかといふふうに考へてはお  
ります。いまだその点ほどの程度の出  
入りがあるかわかつておりません。た  
だ割合にはつきりしておりますこと  
は、米軍側といつたしましても、将来の  
駐留にあつては、できるだけ私有不  
動産を返すといふ建前をとつており、  
またその点は日本政府においてもす  
でに要求しております、原則的に一致  
してはいるはずなのであります。一般の  
迷惑の度合いは非常に少くなるとい  
うふうに予想しておる次第であります。

○佐々木(更)委員 当局の御答弁は一  
応一歩前進と思つて、新しく收用さ  
れるなり、あるいは使用されるなりす  
る土地は、大体において軍の移動に基  
くものが多いといふ御答弁はその通り  
だらうと思つて、そこで問題は、新しく  
所有権を收用されもしくは使用権を収  
用されるものがどれくらいに上るか  
といふことが、今日国民の不安の的であ  
らうと思つて、たとえば現在おほり  
ばたにある総司令部がどこかの地点に  
移動する、そういうことによつてまた

軍の演習地等もその付近に求めなけれ  
ばならない。なるほど従来使用してい  
る接收地に比べれば、総面積における  
拡大の部分はそう大したものではない  
といふことはうかがわれるけれども、  
そういうことになればこれによつて新  
しく耕地を失ひ、居住権を失ひ国民の  
数は相当大なることになるだらうと思  
つて、軍が接收する場合には、ややも  
すれば開拓農民の土地が多いのではな  
らうか。特に開拓農民諸君あるいは入  
植者は、まだその経済的基礎はきわめ  
て薄弱であります。従つてこういう人  
たちの広大な土地を收用し、あるいは  
使用権を收用するといふことは、こ  
れらの人々の死活問題に及ぶものと私  
は思つて、これに対して政府は今なお  
のくらしい数量に及ぶかといふことを  
発表しないことは、私はいけないこと  
だと思つて、むろん何町何何歩とい  
ふようなことについては御発表できなく  
ても、少くとも近いうちに米軍司令部  
が移動するといふことはすでに発表済  
みであるこの段階において、これらの  
概数について政府がなおわからない、  
わからないでこういう法律を出すとい  
うことでは、本委員会のみでなく、国  
民全体が納得が行かないだらうと思  
つて、政府はおそらくわかつていふ  
思つて、政府はおそらくわかつてい  
思つて、政府はおそらくわかつてい  
思つて、政府はおそらくわかつてい

○長岡政府委員 現在接收してござ  
いますので、もう一度概数だけでも御  
発表願ひたいと思つて、

す土地が、契約件数にいたしました約  
一万件、その坪数は一億四千五百万坪  
に及んでおります。それから建築物が契  
約件数にいたしました約三千万件、延坪  
数にいたしました約三百六十六万坪でござ  
います。そのうち開拓地関係が三千万  
歩、既耕の農地が三百三十万歩ほどござ  
います。それでただいま長官の申し上げ  
ました通り、大体の数といつたしまし  
ては、この見当のものがあるのではな  
いかと思つておりますが、現に向うは  
返すことに努力しております。新しい  
接收につきましては、すでに申し上げ  
たことがあるかもしれませんが、現在  
アメリカといつたしましては、たとい現  
地軍から地方の局に対してそういう  
要求が参りましても、これは手続を  
進めるに及ばず、その要求はさしもど  
せ、合同委員会によつてきめるのだ、  
こういうことに相なつておりますので、  
先ほども申し上げました通り、決  
して隠すとか秘密にするとかいう意味  
ではございません。この作業が進んで  
みまさんと、どの程度に減りますか、  
見当といつたしましては、おそらくさ  
ふえることはあるまいと思つておるの  
でございまして、ただいま申し上げます  
ような事情で、秘密にして申し上げぬ  
わけではございませんので、御了承願  
ひたいのであります。

○佐々木(更)委員 もう一つだけ続い  
て御質問申し上げたいのでございま  
す。ただいま発表されましたように、  
すでに接收済みのこれらの土地の面積  
並びに家屋の件数等もかわらない、こ  
ういふお話でございまして、多少出  
入りがあつても、その通りかと思  
うのであります。そこで私の聞きたい

こと及び国民の関心は、軍の移動によ  
つてむろん解除あるいは返還される所  
もあるでございまいしようが、総面積で  
は違わないとしても、新しくどだけ  
收用しなければならぬのか、される  
のか、たとえば四千万坪の土地に  
いたしましても、二千万坪は従来の所  
を使う、二千五百万坪は新しい土地を  
收用しなければならぬ、こういうよ  
うな内容を国民は知りたいだらうと思  
うのであります。従つてここまでわか  
れば、大体軍の移動は開始される寸前  
にありまして、政府としても、すで  
に接收済みのものの中でどだけ使  
い、新しくどだけ收用しなければな  
らないのかといふこと、大体の御見  
当がついておるはずだと思つてあり  
ます。つかないといふことではない。新  
しく收用を予想される土地並びに建物  
の数字について、御発表願ひたいと思  
うのであります。

○根道政府委員 現在接收されてお  
りますもの、特に私有不動産である住宅  
等につきましては、今後返されるもの  
の方が多いのであります。相当数が返  
つて来て、新たに接收されるものは、  
ほとんどないのじやないかと、実は予  
想しておるわけでありまして、それから  
都心から移つて参りまするような機  
関がございまして、これは普通の都心と  
は違ひまして、事務的なことを処理し  
ておるところのいろいろな中心でござ  
いますので、たといこれが新しい土地  
に建物を建てて移るにその土地が必要  
だといふ場合がかりに起きましても、  
これは大した地積ではなからうかと考  
へておるわけでありまして、またそう  
いふ場合に、政府においては、できるだ  
け国有財産を提供する、こういうふう



に考へておる次第であります。なおまた部隊移動云々その他によつて演習地等が拡大するのではないか、そのために開拓農地等に影響を及ぼすというふうな御懸念でございますが、大体部隊の御懸念は、いろ／＼な地理的諸条件等によりましてすでにきまつております。私、こういうことを申し上げてどうかと思つておりますが、そういう部隊そのものの移動というものは、日本のような狭い土地の中において行われ得べきものではなくて、そのままに存在するであらう。こう考えます。演習地等においても、やはりそれに備わつた開拓がみんないふるのでありまして、特にこれが拡大して行くというふうなことは予想いたしておらぬのであります。大体におきまして、現在まで仕事を扱つておりました経験から考へまして、軍の計画等があるかも知れませんが、それを離れまして考へますと、日本国民に迷惑を及ぼすような接収というものは非常に減つて来る、返つて来る方がむしろ多い。半面に多少はみ出すものがないとは申し上げられませんが、そういう事例は、現在まで耳に入つておるところによりますれば非常に少うございます。その意味で、できるだけ御安心が願ひたいと思ひます。

○佐々木(更)委員 すでに接収された土地のうちで、返される部分よりも新しく收用する土地の方が少いであらう。言いかえるならば、差引幾ばくかの土地や建物が返還されることになるという、非常にけつこうな答弁で、私も非常によろしいと思つてあります。が、そういったと、現在使用しておる、たとえば宮城県の王城寺ヶ原等

におきましては、相当部分の土地が現在接収、收用されておるのであります。これはひとり宮城県の王城寺ヶ原に限定しなくてもよろしいのであります。すでにこういふふうにならざるに接収されておる土地のうちで、相当返還される部分があるという印象を、私受けたのでございますが、そう解釈してよろしうございませうか。

○長岡政府委員 先ほども繰返し申し上げますように、どの土地を続けて使うか、返すか、あるいは新しくどこかを使うかというところは、予備作業班で個々に當つておりますので、ただいま申し上げました答弁で、どこが返されるだろうという予想を申し上げます。それは、非常に困難でございます。せつかく返されるでありませうと申しましたのが、返されませんと、うそを申し上げたことになりまして、この点は現在ではまだはつきりいたしません。

○松本委員長 池田君。  
○池田(更)委員 いろ／＼御答弁があつたのですが、そうすると、今まで接収された土地を解除し、あるいは新たに接収する、こういう場合に、損失補償の規定が、この法案の中に入つておりますが、どの程度の補償額を見積もつていられるか。それは予算のどの項目から支出することになつておるか、これをひとつ明確に御答願ひたい。

○川田政府委員 新たに駐留軍のために借上げをいたしました部分についての補償については、現在九十二億の防衛支出金の中にそれを合せて予算されておりますので、その補償の内訳になりますものは、現在のところ判明はいた

しません。が、いわゆる従来の接収土地、家屋の借上料に相当いたしますものが、九十二億の予算によつて補償されるわけでありませう。それからその借上料に相当する以外の特別の補償を必要といたします場合は、平和回復善後処理費百十億のうちから、これが補償されるかと存じますが、大体この土地家屋等の借上げによりまして、ないしは買入れによりまして予算は、九十二億で処分されると考へます。

○池田(更)委員 九十二億というものは、ただ漠然と九十二億といふふうな組んだのですか。それとも大体何町歩といふことを予想されて、九十二億円というものが組まれたのじやないですか。その内訳ははつきりしないと思ひますけれども、基礎数字といふものはあつたのだらうと思ひますが、それはどうですか。

○川田政府委員 詳細な基礎の数字はございませぬのですが、現在昭和二十六年度の接収不動産に要しました予算額は、六十億でございます。二十七年におきましては、相当の不動産の接収解除に当りますと減があると思ひます。それからまた単価的に考へます場合は、不動産のいわゆる買付料の値上りがあるのではないかと。大体にいたつて従来の接収のペースによつていたしました借入れより、今度いふゆる自由な立場において借入れをいたします場合は、自然買付料においてもより有利な立場に所有者側が立つと、こういうことも、予算において見積つておるものと私は想像いたします。また従来は、借入れ一方でございます。今度は買上げといふ面もございませぬし、買上げの協議がととのわない場合は、收用と

いう実質は買上げになります。手続をいたしますもので、もとでありませぬといふゆる借賃であります。今度はその不動産そのものの元本の償還を払わなければならぬケースが出て参りますので、六十億のものが九十二億になる、自然内訳は、買上げになるものがどのくらい割合になるかがはつきりいたしませんために、現在はずきりと申し上げられないわけでありませぬ。

○池田(更)委員 借上料だけだといつたものと、六十億円が九十二億円になつたのだから、大体これは五割以上新たに接収することになる、こういうふうにも考へられるわけですか。ところが借上料が上るのだ、上るから九十二億円になるのだ、そうすると、借上料が今までもよりも五割増しになるのか、こういうことにもなるわけですが、しかしながら、その中にとにかく「損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならぬ」と法律にある以上は、補償額を、土地收用法では、たとえば農地の場合は一反歩五万円とか六万円といふような計算をして、その補償額といふものが大体計算されておると思つておるのですが、その総額は幾らになつておるのですか。

○長岡政府委員 たいだいま財務部長から申し上げました通り、九十二億といふものを予定しておるのでございませぬ。これははなはだ御満足に行かぬ回答になると思つておりますが、特調の仕事は、従来もそうでございます。が、他官庁の仕事と違ひまして、自分で計画を立てまして、本年はこれだけの收用をする、本年はこれだけを返すといふ計画を立てるわけでございます。従来は御承知の通り、向うから言

われしましたものを調達して出すという形なんでありませぬ。今後の問題は、先ほどから申し上げました通り、一応家屋等につきましては、相当のものが返るであらうといふことは想像いたしておりますが、アメリカ側と話をいたしまして、今年度はこれだけ返るといふことは、まだはつきりいたしておりませぬので、そういう数字に基きました予算は組みかねるのでございませぬ。借賃等につきましては、われ／＼といつたしまして、今後この法律によつて收用いたしますときには、委員会、その近傍の類似の土地の値段、地代が標準に相なりませぬので、これにマッチいたしますような処置をとつて行く、なるべく所有者に満足行くようにとりはからいたたいと考へております。もし理論的にこれを考へますならば、この法律によつて非常に收用をするものが多くなる、金が足らなくなるということになりませぬならば、これはその際にしかるべき措置をとらなければならぬこととなるのだらうと考へております。現在ではたいだいま申し上げました通り、はつきりした数字に立脚してどうということをおし上げかねるのを、非常に遺憾に存する次第でございませぬ。

○池田(更)委員 そうすると政府委員の答弁は、一番大事な、どの程度の土地を收用するのか、その收用する土地に対してはどの程度の補償をするのか、こういう国民として一番聞きたい点は、全然曖昧模糊の状態にしておいて、そして收用するといふ法律、無理やり收用するといふところに力こぶを入れて、これを国会の絶対多数で押し切つてもらう、こういう考へ方なん

すね。どういふわけで——この法律をつくるに国民が一番知りたいと思ふ補償額は、一反歩何ほくれるのか、この予算的な措置としてはどうなのか、現在の予算では足りるのか足りないのか、こういうことを第一に考えなければならぬはずだと考える。公務員である限り、公儀である限りは、一番その点はびんとして考えなければならぬ、研究すべき問題だと思ふ。そういう点が研究がなつておらぬ。これははなはだしいから問題だと思ふ。国会としても当然そのことを質問するだろつといふことは、あなたたちもこの法律の説明に來られた以上、一応も二応も考へて來なければならぬかつた問題だろつと思ふ、そういう点が全然説明がないとなりますと、これは一体何を基準にしてこの法律を審議していいかわからなくなりませう。

○川田政府委員 基準につきましては、收用法に規定いたしております通り、近傍類似の取引価格等を考慮して、相当の価格をもつて補償する。それから土地の使用の損失補償につきましては、七十三條に使用する土地に対しては云々という規定をしております。それでこれが本法を適用いたしますときに、こういうことが行われるのでございますから、契約によりませう場合も、これに相当する措置をとりたいと思つておる次第でございます。基準につきましては、今後関係庁とも、契約によりませう場合の基準は相当協議いたしまして、所有者の納得の行くような措置をとりたいと思つております。いずれにいたしましてもこの法律によりませう收用が、土地收用法の七十二條、七十三條の基準でありますか

ら、これと相応する措置をとりたい、かように考へておる次第でございます。す。 ○松本委員 岡野國務大臣が御出席になつておられますが、佐々木君、おやりになつておられますか。 ———— では佐々木君。 ○佐々木(更)委員 私は第一に、政府がこの法律を提出する根拠に対して疑いを持つておるのでございます。行政協定は國の主権に対して著しく制限する條項を含んでおり、あるいは治外法権その他当然これは條約で締結すべき内容を持つておるのであります。従つてこれは憲法七十三條の三項に基いて國會の承認を得べきことが当然でございます。政府は常にこの拳に出ないで、行政協定を無理押しに通過したのでございます。私は従つて國會議員として、こういう明白なる憲法違反の上に立つておる行政協定といふものを、認めることはできないのでございます。しかしきよは総理大臣もいらないようでございますから、そういう建前をとつておられますけれども、若干の質問を國務大臣にしたいと思つてあります。

第一に、私が國務大臣に御質問申し上げたいことは、先ほど前田委員からも御質問があつたのでございますが、せんだつての新聞に、英海軍が約一箇師團、日本に対してある期間中駐留をするという報道が載つておるのであります。新聞の報道が載つただと、こう言へばそれまででございますけれども、私には何かの根拠はあるのではなからうかと思つておられます。むろんたゞいま提出されて議案になつておられますこの法律は、日米安全保障條約に基くも

のでございませうから、この法律の適用は当然駐留する米軍に対してのみ適用されることを疑うのはございませうけれども、しかしやがて、日本の政府がイギリス及び濠州と何らかの條約を結ぶ事になつておるのでなからうか、従つてそのあかつきにおいて、再びイギリス及び濠州とのこういう條約に基いてこういうような法律をもう一回出して來るような事態になるのではなからうか、この疑いは想像して私の疑いのみならずして、これは日本國民全体の疑いであるだらうと思ふ。そうでなくして、政府はあの新報記事について何らの説明もしておらない。これは單に新聞の無責任な報道だと片づけるには、日本國民に対する刺激はあまりにも大きいだらう。従つてこれは相當の根拠があるものと思つておられます。岡野國務大臣は、この点に対して知つておられると思つておるので、ひとつ御答弁を願ひたい、この思つておられます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。國連軍との關係については、今政府は何か考へておるのでございますが、これは當面の所管大臣がやつておることでございます。私一向存じておりませぬ。 ○佐々木(更)委員 主管大臣でない岡野國務大臣が知らないという答弁で、これ以上追究するのどうかと思つておられますが、そうすると政府の内部においては、主管大臣がこれらのイギリス及び濠州に対して、こういうような意味の何かの折衝をしておる、こういうふうな考へてよろしうございませうか。

ますか。 ○岡野國務大臣 私の想像でございませうが、駐留軍としては、御承知の通りアメリカの軍人が残られ、そうして英軍とか濠州軍とかいふものは、むろん米軍でございませぬから、あとへ残らぬことにございませぬ。それに対して國連軍として今までおつたのと同じように聞かれておられますが、その点におきまして、これをどう取扱うかの問題は、今いへば所管大臣が、それについて折衝をしておるはずと思つておられます。しかしそれは全然存じませぬから、たゞいま御答弁申し上げます。

○佐々木(更)委員 次に、駐留軍が日本にいつまでどれだけの期間駐留するかといふことが、非常に重要である。本法の規定に対して、またそのことが根拠になるものと思つておられますが、説明書で見ますと、駐留軍の存在が一時的である、そういう一つの根拠の上に、この法律をつくつておるといふことが言われておるのでございませうが、御承知のように日米安全保障條約は、駐留する期間に対しては何ら明記しておりませぬ。見様によつてはごく短時間だけ駐留する、また見様によつては無制限に駐留する、こういう解釈がございませぬので、國民一般の間では、おそらくは無制限駐留をされるであらう、こういう考へ方が多いと思つておられます。ところがこの説明書を見ますと、駐留軍の存在が一時的であるといふことが御説明になつておつたのでございませぬが、これはどういふ根拠に基いて一時的であるといふことをおつしやいまするのか、一時的であるとする

ならば、大体においてどれくらいの間が予想されるのか、一時的だつて御説明なさるのか、この点について御答弁願ひたいと思つておられます。 ○岡野國務大臣 これも総理大臣からお答え申し上げるのがほんとうだと思つておられますが、たゞいま私がこゝへ引出されましたものでございませぬ。私の感じを申し上げます。と申し上げませぬ。アメリカはできるだけ早く引揚げたい、こういうことを希望しておるわけでございます。これは引揚げばな事案でございます。同時に國際情勢がどうなるかといふことが一つの問題、それから日本の国力といふものがどういふふうな培養されて行くかといふこともございませぬ。こう三つ重なつた調整をできるだけ早くして、そうしてアメリカ軍に、國民感情としては早く帰つてもらいたいといふことは、われわれも存じておる次第でございます。われわれの方で早く帰つてもらいたいという希望と、アメリカの軍隊が早く帰りたいという希望と、これは一致するわけでございます。でございませぬから、この一致を、調整をいつ實現するかといふことは、一つは日本の力の充実といふことと、同時にそれにもう一つアルファがつきますことは、國際情勢の今後の進展いかんといふことになるだらうと思つておられます。たゞいま申し上げられないところの、ほんとうの形だろつと思つておられます。

○佐々木(更)委員 たゞいま岡野國務大臣が答弁されるように、要するに米軍がいつ日本から引揚げるかといふことは、具体的には日本國內の充実した内容と、國際的には客觀的具體的な情

勢に基くものであろう、そのためにこ  
そ今日国民は、おそらく駐留軍は相当  
長期間日本国にとどまる情勢にあるの  
ではないだろうか、こういうような非  
常な懸念を持つておるのであります。  
ところがこの説明書でいいますと、こ  
の法律の上では駐留軍の存在が臨時的  
と特にいつております。臨時的の一時  
なものであるとの前提のもとに使用を  
主として收用を従とする建前をとつて  
おります。これだけ確信を持つて臨時的  
並びに一時的だ、こうおつしやつて、  
使用を主として收用の方は従として、  
臨時的でございませうから、やがて短時  
間で引揚げて参りますれば、すぐ所有  
者に返る、こういうお見込みがあつて  
この法律は出しておるのであるとい  
を、はつきりと明記しておるのであり  
ます。それを前提にしてこの法律を出  
しておるのであります。従つて  
米軍がいつまで駐留するかという考  
え方が、この使用を主とするか、あるい  
は收用を主とするかということの大き  
なわかれ目になる法の根本的基礎の問  
題だらうと、こう思ふのであります。  
その法の根本的基礎になるべきところ  
の駐留の期間を、臨時的、一時的なもの  
だ、こういう前提でこの法律を出し  
たという以上は、岡野国務相がた  
だいまかつて抽象的なお答えではなく  
て、かく／＼の事情で臨時的である、か  
く／＼の事情で一時的であるから、こ  
れは使用を主として收用を従とするの  
だ、こういうふうに出したんだらう  
と思うのであります。われ／＼、積  
りに説法で皆さんに御説明するまでも  
ないのでございませうが、これは收用  
に対するところの補償金額と使用に對

する補償金額では、相当の差異がある  
ということはお申すまでもありません。  
従つてこれは長期にわたるといふこと  
ならば、單なる使用の補償では、使用  
される者はどういふ経済的に成り立  
つはありますせん。長期であるなら  
ば、この法律の当否は別として、当然私  
は收用を主とするといふような法案に  
なつて出て来なければならぬと思ふ。  
それをどういふふうに臨時的、一時的  
であるこの法律が、使用を主として收  
用を従とするかは、これは一種の  
まかし、それでなければ、政府が收  
用であれば多額の金額を要するから、  
そこで使用補償にしてできるだけ国家  
予算をわすかす、済ませよう。しかし使用  
の期間だけは無制限にやつて行こう、  
いわゆる国民の犠牲にしてこの法律を  
執行して行こう、こういうふうな疑わ  
れてもしかたがないだらうと思ふ。従  
つてこれは法律の内容に關係いたしま  
すので、私はおそろくは臨時的だ一時  
的だといふ以上は、相当根拠あるもの  
と思ひますので、抽象的でなく、どう  
いふ事情に基いてどういふものを前提  
として法律を作成され、提出されたか  
ということ、岡野国務大臣にもつと  
親切で責任のある答弁をお願いいたし  
たいと思ひます。

○岡野国務大臣 答へ申し上げま  
す。日本は独立国家になりまして、そ  
うして米軍すなわち外国の軍隊が駐留  
するといふことは、われ／＼として国  
民感情としてあまり好ましいことじや  
ない。でございませうからこれは永久的  
の駐留をしてもらうんじやない、これ  
が第一点。そしてその駐留するといふ  
ことはすなわち臨時的である。臨時的  
であるために今度の法律もこれは臨時  
的の考へで出したものでございませう。  
しかしこれがいつまで続くとか、臨  
時的にならぬのじやないかといふよう  
な御議論もいろいろ出ましようけれど  
も、しかしこれは先ほど申し上げまし  
たように、日本の国力とそれから世界  
情勢といふものが、なるべく早く駐留  
がなくなつてくれるようなことを念願  
して、その臨時を早く切り上げて、そ  
うしてこの法律もいらぬようになつ  
て行きたい、こういう考へでございま  
す。でございませうから国際情勢の見通  
しがつかないとか、日本の国力が、さ  
て早くも申しましても、まあ一兩年は  
かかるかもしれないといふような考へが  
ございませうので、とりあえず臨時の措  
置としてこういう法律を出したわけで  
あります。恒久的でないことも確か、  
また臨時であることも確か、同時にそ  
の臨時がどうしてその期限がわからぬ  
かといふことは、先ほど申し上げたよ  
うな理由でございませう。

○佐々木(更)委員 私は岡野さんに議  
論を吹つけているのじやない、あな  
たに聞いていられるのであります。あなた  
の方で臨時的であつて、一時的なもの  
であるといふから、私はその内容につ  
いて御質問を申し上げているのであり  
ます。この法律は岡野国務大臣の御説  
明に基けば、臨時的、一時的だといふ  
のは、国民感情としては一日も早くア  
メリカの軍隊に帰つてもらいたい、こ  
ういふような一つの希望を持つてい  
るから、この法律は一時的、臨時的に出  
したのだとこうおつしやるのでござい  
ませうが、少くもこういふ国民の私有  
財産権に對して大きな制限を加えるよ  
うな法律が、単に希望だけで出すべき  
ものでないことは言うまでもありませ  
ん。当然現実の必要によつて出すべき  
ものだ。その現実の必要によつて出す  
べきものを、この法律の適用期間が臨  
時的、一時的のものであるのか、相当  
恒久性を持つておるものか、こういう  
ことが一体現実的に政府において認識  
されないでこの法律が出されるはずは  
ない。当然政府は、この認識の上にな  
つて出せばこそ臨時的、一時的だとい  
うことを私は用いたのだらうと思ひま  
す。だから岡野国務大臣のそういう希  
望意見ではなく政府は、一体米軍はど  
れくらい駐留しておるかといふことを  
認識しておられるか、その認識につ  
いて私は岡野国務大臣の御答弁を願ひた  
と思ひます。

○岡野国務大臣 どうも私、御質問の  
趣旨がよくわからないのでございま  
す。駐留軍がいると、その駐留軍がい  
るためにいろいろ必要があつてこの法  
律を出して行かねばならぬ。そうして  
その時期の見通しはわからぬからとい  
うお話でございませうが、どうもあなた  
に端的に御質問していただかぬと、何  
か議論になるような感じがございまし  
て……。

○佐々木(更)委員 私の方で端的に質  
問をしているのであります。あなたの方  
では臨時的、一時的だといふ言ひの  
だから、臨時的、一時的だといふのな  
ら、どれくらい期間を想定して出し  
たのか、私はこの質問している。とこ  
ろがあなたは、国民は米軍が早く撤退  
することを希望しているのだから、だ  
から臨時的、一時的なのだ、こういう  
あなたの方こそ実に曖昧模糊の答弁を  
されていられる。端的に質問いたします  
が、この法律の適用期間を何年くらい  
あなたの方では予定して出しておりま  
すか。

○岡野国務大臣 端的に申し上げませ  
れば、その予定はできないのでござい  
ます。先ほど申しましたように、  
日本はこの国際情勢下において、  
今の情勢においてはアメリカの駐留軍  
におつてもらわなければならぬ。その  
アメリカの駐留軍がおつてもらうのだ  
が、向うさんも早く帰りたい、こつち  
も早く帰つてもらいたいのであります  
から、早いに越したことはありません  
。そうすればいつかということにな  
れば、それは国際情勢がとにかく収ま  
り、同時に日本の国力が国際情勢に對  
応して、もう駐留軍がいなくてもよろ  
しいという時期に至らなければ、駐留  
軍は引揚げられないことになりませう  
から、先ほど臨時のと言つた。

○松本委員長 佐々木君の御観念の相  
違に基く御意見は討論のときおつしや  
つていただくことにして、大体質疑は  
要点だけお願いしたいと思ひます。

○佐々木(更)委員 観念の相違ではな  
く、政府は臨時的、一時的だと言つて  
いるのです。だからこの法律が臨時  
的、一時的か、それとも長期にわたつ  
て適用されるかといふことは、補償金  
などにも影響する。その点ははずれま  
た岡野国務大臣にもう一度出てもらつ  
て、質問することにいたしました。き  
ようはもう一つだけ具体的な問題につ  
いて御質問して、あとは次の委員会に  
譲りたいと思ひます。

これは具体的に申しますと、宮城県  
の王城ヶ原のときでございませう  
が、米軍の射撃する砲弾が接収地の境  
を越えて民家に飛んで来るのでありま  
す。従つて村民は戦々きよう／＼とし

て仕事ができないというような状態に置かれておるのであります。私の解釈によりますと、米軍の接收地の使用という事は、その砲撃の着弾距離が接收の区域内でなければならぬと解釈するのでございますが、その接收地内で砲撃を撃ちさえすれば、その砲撃が一里向うに行こうと、三里向うに行こうと、さしつかえないものかどうか。もしそういうことになりますと、付近の住民は非常な不安に襲われると思ふのであります。この点につきまして、現地から特調あるいは岡崎国務大臣等に対して、非常な陳情が参つておると思ひますが、一体政府はこの解釈をどうなさつて、またこういうものに対してどういふふうにお答えくださるか。岡崎国務大臣がおいでになりましたから、ひとつ御方針を示していただきたいと思ひます。

○長岡政府委員 従来特調で地代を払いましたり補償しておりますのは、接收地域として指定された中のごとであります。その外へそれだまが出るという問題につきましては、従来は厚生省が主管しております見舞金の問題であつたのであります。今度は行政協定十八條に基づきまして、駐留軍の公務上與へました損害については、政府がこれを補償することになつておりますので、別な法律が提出されて、これによりまして今後は措置されるようになるものと存じます。

○佐々木(更)委員 私は補償の方法について質問しておるのではないのでございませう。むろん付随して補償の問題も出て参りますけれども、住民諸君の要求は、補償額を多くしてくれとか、

十分な補償の道を開いてくれとかいうことではなしに、これではあぶなくてしようがないから、とにかく接收地域以外にたまたま飛んで来ないようにしてもらいたいというのであります。私はそれを聞いておる。そこで米軍の使用権というものは、砲撃の着弾が接收地域内にとどまるような権利ではないだろうか。とにかく接收地域の境界線のところまで砲撃を撃たれたのでは、何里も向うまで飛んで行くということになります。それはときによつてはそれだまもあるでありましようが、政府において、そのたまたま接收地域以外に飛んで行かないような使用方法を、向うと折衝して、安全を保障してもらえないか、こういうことを私は質問しております。

○岡野国務大臣 私も宮城県のこと、あなたから今日初めて伺つたのは、実は事実知りません。しかしただいまあなたから伺つたお話によつて判断しますと、これは日本国民として耐え得られぬことですから、お説の通りです。ですからそれだまが飛び出すような鉄砲を撃つことはよししてもらいたくないと思ひます。これは十分向うと話し合ひまして、もしそれだけのことがあれば、届いてもかまわない所に撃つてもらはう。それだけならば撃つてはもらはぬこととする。これは日本国民として当然言ふべきことであるし、お説しごくごもつともだと思ひます。

○佐々木(更)委員 最後にたいへん私の満足するような答弁をいただきましたので、国務大臣に対してもとにお聞きしたいこともありましようけれども、御質問申し上げることにして、残余の

質問は保留いたしましたして、今日は一応これで打ち切りたいと思ひます。  
○小平(久)委員 私はごく簡単に二、三点だけ伺ひます。  
先ほど第四條の規定が問題になりましたが、先ほどの質問のうちにもありました通り、法の建前が逆で書いてあるような気がいたすのであります。そこで實際問題としては、合同会議によつて、どういふ土地を収用するか使用するか、あるいはどういふ家屋を収用、使用するということが大体はきまつて、それから具体的に調達局長の方に流れて行くというお話ですが、

それから、合同委員会で大体のことが決定するまでに、大体どういつた土地とか家屋を使用、収用するということについて、関係人や内外の意見を徴するということがあつてしかるべきだとわれわれは考へるのですが、そういう点はどういふふうには運ばれることになつておりますか。  
○根道政府委員 今後そういうことにつきまして、具体的にどういふふうに行きましようか、現在検討中でありましようが、もちろん収用に移すようなことが起ります場合には、いろ／＼な方面から研究を積んだ上でやらなければならぬと思ひます。いきなり合同委員会なるものにそれを持ち出して、高いところでもちよつときめてしまつて、それで日本の特調に流して、言うことを聞かなければ収用するといふかつかうに行かぬのはほんとうではないと考へます。具体問題といたしまして、正式な話し合ひ以前に、おそらくこの次にどこでどういふところを必要とするといふような話し合ひが出て来ることかと思ひま

す。その場合には日本政府側といたしましても、できるだけ事前に取調べた上で合同委に正式のものを持つて行くという運びにいたしましたかと考へております。

○小平(久)委員 その点はなるべく長官の御説明のようなことに処置していただきたいと思ひます。そこでこの法案を見ますと、たとえば第四條において、調達局長は、使用あるいは収用の認定申請にあたりまして、関係人の意見書を付すとか、あるいは第六條において、内閣総理大臣が認定に關する処分を行う場合には、関係行政機関の長及び学識経験者有する者の意見を求めることができるかと、同じく第六條の第二項においては、関係行政機関の長は内閣総理大臣に対して意見を述べることができるとか、こういうことが所々に見受けられるのであります。特に土地を使用する場合には、目的にもよりますが、たとえば演習地を求めるといふような場合には、相当広範囲にわたる場合があると思ひます。そういう際には、例の国土開発等の関係で地方の公共団体等にも関係する面が非常に多いと思ひます。しかるに今申す通り、地方公共団体との関係などあまり具体的にうたつてないようでありましようが、この公共団体の長、町村長であるとか知事であるとか、そういう者の意見を徴するといふ方法はしないのですか。實際にはするのですか。どういふふうになつておるので

○長岡政府委員 この四條の規定を見ますと、まことに御指摘の通りであります。ただいま長官からお答えいたしました通りに、合同委員会がい

ろ研究いたしましたして処置はきめるのでありますから、おそらく合同委員会のきめますことと、實際に収用、使用いたしますことは一致するかもしれませぬ。合同委員会ではこれを強制力を用いて使用なり収用するかどうかといふことまではきけませんので、それを主

管いたしております局長に流し、まして、先ほど申し上げました通り所有者とよく打合せまして、話がかかぬときにはさらに一度この手続を踏ままして、強制力を用いてこれを収用することがしるべきかどうかという再検討をいたします。場合によりまして、

○小平(久)委員 御説明のように、なるほど合同委員会は、その決定前に地方自治体の長の意見等も聞くかもしれませぬが、それはあくまでも内々のこととで、正式のことではないことじやないかと思ひます。従ひまして、法の建前からいへば、あくまでもこの法にのつてやることじやないか。少くともこの四條には関係人と漠然とつたつてありますから、こういう面については、本法の施行上特に御留意をお願ひして、この点はそれだけにいたします。それから第九條で、建物を使用する

場合に、建物の使用が三年以上にわたるとき、及び今度は建物の使用に建物の形状を変更し従来用いた目的に供することを著しく困難にするとき、このときは今度は収用を請求することができるといふことになっておりますが、実はわれ／＼も多少経験があるので、今までの接収の場合ですと、大抵国が独立をしたならば接収も解除になるのじやないかということ、そこに大よそのひとつの目安があつたわけです。ところが突際問題としましては、独立が非常に延びましたから、たいへん延び／＼になつて今日にまで及んでおるわけです。今度の場合は――大抵先ほどから臨時的、一時的と大分論議が闘わされましたが、見ようによつてはいつまで駐留するのかわからぬ。従つていつまで使用されるのかもわからぬというように突際問題としてはなるのじやないかと思う。そこで建物の使用等については、第九條には特に「三年以上にわたるとき」ということがうたつてありますが、大抵期限を付してやるといふことを原則となさるのかどうかという点が第一点。それから長期にわたる場合は、当局としては一体何年くらいまで使用の契約をするのでしようか。それからなお収用を請求する場合であります。最初に短い期間で契約をしても、次に更改されて行つて長くなつてしまふというふうなときには、そういう場合がおそらく予想されますので、使用されて、その使用の仕方によつて従来用いた目的に供することがはたして著しく困難になるかどうかということが、所有者に初めからなか／＼見通しがつかないのではなからいか。従つて、期限が切れてから政

府に買い上げてもらふというふうな道はこの規定によつてはないわけですか。

○長岡政府委員 この点は、率直に申し上げますと、われ／＼も非常に議論いたしました。実はこの第九條にはこう出してありますが、収用法には土地の問題について同じ規定がございます。同じ規定でございますが、土地につきまして、これまでの経験から申し上げますと、中には、先祖からのものだから何年にわたつても絶対に売りたいくないという地方もございます。しかし開拓者とかそのほかの関係で、ほかの土地に移らなければならぬということとで買取り請求を要求されている向きが多分ございます。それでここに書きましたのは、収用委員会にかけましたときにいづれこれは期限が過ぎるわけでございますが、ただいま御指摘になりました通りに、一年ずつ延ばしまして、それで一年だからいつまでも買取り請求が起らないということでは所有者が非常に迷惑いたしますので、この括弧内にありますように、更新をいたしました三年にわたつていて、更新を買い取る。これはいつ買い取るかという問題と、それからどれだけの買取り請求が出て来るかということが予算面にも非常に大きな響きを與えますので、かように規定いたしました。更新して三年にわたりますときは買取り請求ができるということにいたしました。契約いたしましたときも、契約は大体一年を期限にいたしてありますので、この規定の趣旨によつて契約をいたしましたとしても、三年になるといふときにはやはり買取り請求を認めます。それから形状の変更ということ、ただ

いま御指摘の通りに初めからわかりません。途中であるいは飛行場の滑走路になるとか、こういうときにはそのときに買取り請求権を認めるつもりで規定いたしましたのであります。

○小平(久)委員 最後の点ですが、最初からわかっているときはなるほど買取りの請求をするでしょうが、幾ばくかの期間を使われた後になつて、従来用いた目的に供することが著しく困難になつたと、つまり過去の事実としてわかつたときは、要するに買取り請求ができるかどうかということが問題である。それを伺つたのです。

○長岡政府委員 ただいま私が御回答申し上げましたのもそのときには請求権を認めるというつもりであります。

○小平(久)委員 最後にもう一点伺います。第十一條の第三項に、建物の使用中に有益費が費された場合のことが規定されております。その中に建物の所有者に利得を生じたときには、その限度において国に納付させる、こういう規定があるのであります。一応これはごもつとも規定のように私も見るのですが、われ／＼の知つている例によつても、ある住宅が接収された、ところが生活程度が違いますから、やれボイラーをつくるのかなんとか、日本人の普通の生活からいへば程度の高い施設に改造するわけです。こじぎが赤裏ということをいいますが、ただ返してもらつたのでは元の生活程度ではとてもやつて行けない、こういう例が非常に多いと聞いておる。従つてたとい有益費が出されて、建物としては客観的に見て値打は上つたかもしれませんが、しかし、実際とられた人から見れば、これはむしろいい迷惑であつて、

そう、いう際に利益の限度で国に納付させるといつても、突際問題としてはなかなかむずかしいのではないかと思ふ。一体当局としては、利益の限度とかなんとかいうことは、どういふ観点から算定をなさるおつもりなのか、この点を最後に承つておきます。

○長岡政府委員 この点は昨日も話が出たのでありますが、解除になりました補償いたしますときは、取扱いいたしましては、実は損害が起きておつた方がやりいのであります。有益費をかけておきますと、非常にめんどうになります。しかし、これまでの例を見ましても、なるほど今のお話の通りに値打が上つておると見ましても、事實は価値増と見られない価値増がございます。こういうものは価値増と見ておりません。場合によりましたらまた元の通りに直さなければならぬ。この点は従来とても十分心いたしました。オーナーの納付の行くような措置をとつております。今後といえどもそれと同じつもりで措置いたしたいと考えております。

○松本委員長 本日はこの程度で散会いたします。

次会は追つて公報で御案内いたします。

午後四時二十四分散会



昭和二十七年四月二十五日印刷

昭和二十七年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所